

盛岡市立かつら荘 令和3年度自己評価結果表

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

| (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
|-------------------------|------------------------|------|--|
| ① | 理念基本方針が明文化され周知が図られている。 | B | 理念、基本方針が明文化されているが、利用者の理解度に合わせて、わかりやすい資料等の作成、周知が十分ではない。 |

2 経営状況の把握

| (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
|-------------------------|---------------------------------|------|--|
| ① | 事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | B | 経営環境や課題の分析や施設利用のニーズ、利用対象となりうる母子の状況の分析が十分ではない。 |
| ② | 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 | B | 支援の内容、設備、職員体制等について、課題や問題点を把握し、解決・改善する取組が十分ではない |

3 事業計画の策定

| (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
|-----------------------------|---|------|---|
| ① | 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | B | 中長期計画で数値目標や成果等を具体的に設定し評価することが十分ではない。 |
| ② | 中・長期的計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | B | 中長期計画に定める実施計画や今後の改善の方向性を具体的事業計画として策定し取組むことが十分ではない。 |
| (2) 事業計画が適切に策定されている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | B | 職員間で事業内容の評価を行い、必要な内容の見直し、取組むことが十分ではない。 |
| ② | 事業計画は、母親や子どもにも周知され、理解を促している。 | B | 母親の知的状況や子どもの年齢など理解度に合わせて資料を作成し、わかりやすく、丁寧に説明することが十分ではない。 |

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

| (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
|--------------------------------|---|------|---|
| ① | 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | B | 組織的にPDCAサイクルに基づく支援の質の向上の取組が十分ではない。 |
| ② | 評価結果に基づき施設として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | B | 評価結果を分析し、課題について文章化することやその改善策に基づく改善計画を作成することが十分ではない。 |

II 施設の運営管理
4 施設長の責任とリーダーシップ

| (1) 施設長の責任が明確にされている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
|--------------------------|----------------------------------|------|---|
| ① | 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | B | 施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にし表明することが十分ではない。 |
| ② | 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行なっている。 | B | 遵守する法令の理解度が十分ではない。 |
| (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 支援の質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。 | B | 利用者への日常支援や事業実施について、定期的に評価・分析する体制が十分ではない。 |
| ② | 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 | B | 施設の管理、経営、運営に係る課題の改善や業務の実効性を高めるための体制が十分ではない。 |

5 福祉人材の確保・育成

| (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
|-------------------------------------|---|------|---|
| ① | 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | B | 支援に関わる専門職の配置や人材確保計画など具体的な方針が十分ではない。 |
| ① | 総合的な人事管理が行われている。 | B | 職員に対する人事基準の周知や職務に対する貢献度の評価が十分ではない。 |
| (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。 | B | 職場内に職員の悩み相談窓口を設置するなど、働きやすい職場づくりの取組が十分ではない。 |
| (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 | B | 目標管理制度における中間面談が定期的に行われていないことから職員育成の取り組みが十分ではない。 |
| ② | 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | B | 研修計画、研修内容、研修カリキュラムの評価と見直しが十分ではない。 |
| ③ | 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 | B | 職員の経験や習熟度に応じたOJTやスーパービジョン体制が十分ではない。 |
| (4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | C | 実習生の受け入れ体制が十分ではない。 |

6 運営の透明性の確保

| (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
|------------------------------|----------------------------------|------|--|
| ① | 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 | B | 施設の目的、支援活動の内容、苦情、相談の体制や第三者評価に基づく改善の状況などの公表が十分ではない。 |
| ② | 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | A | 法人会計規則による事務処理を行うほか、内部・外部監査の指導を受け、利用者所持金保管等管理要領の改正も高い適正に処理している。 |

7 地域との交流、地域貢献

| (1) 地域との関係が適切にか悪干されている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
|--------------------------|--|------|--|
| ① | 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 | B | 地域の行事等の情報は入所者に提供しているが、権利擁護や守秘義務の観点から取組が十分ではない。 |
| ② | ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | C | 守秘義務等の観点からボランティアの受け入れを行っていない。 |
| (2) 関係機関との連携が確保されている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | B | 入所者の就労支援や自立支援において、地域の関係機関や団体と共同して支援する取組が十分ではない。 |
| (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 | C | 運営委員会の設置を検討しているが、設置・開催されていないことから地域ニーズの把握の取組がなされていない。 |
| ② | 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。 | C | 地域の具体的な福祉ニーズの把握がなされていない。 |

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施
8 母親と子ども本位の福祉サービス

| | | | |
|-------------------------------------|--|--------------|--|
| (1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。 | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 | |
| ① | 母親と子どもを尊重した福祉サービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。 | B | 母親や子どもの尊重や基本的人権への配慮の状況について、定期的に把握・評価する取組が十分ではない。 |
| ② | 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。 | B | 母親と子どものプライバシー保護のための快適な生活環境の提供の取組が十分ではない。 |
| (2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。 | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 | |
| ① | 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 | B | 掲示物や説明資料が利用者側に立った言葉づかいや写真、図、絵を使用するなどの取組が十分ではない。 |
| ② | 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。 | B | 施設が行う支援について、利用者によりわかりやすい説明資料を作成する取組が十分ではない。 |
| ③ | 支援の内容や措置変更、地域・家庭へに移行にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。 | A | アフターケアマニュアルを整備し退所後の支援を行うこととした。 |
| (3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。 | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 | |
| ① | 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取り組みを行っている。 | B | 利用者の満足度調査を行い分析・検討したが、その結果による具体的な改善工夫が十分ではない。 |
| (4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。 | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 | |
| ① | 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 | B | 母親と子どもにわかりやすい掲示物掲示や文書の配布などの工夫した取組が十分ではない。 |
| ② | 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。 | B | 日常的に相談できる複数の方法や相談相手の選択ができることを説明する工夫の取組が十分ではない。 |
| ③ | 母親と子どもが相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 | B | 意見等対応マニュアルにより意見を把握しているが、サービスや生活環境に関わる改善の取組が十分ではない。 |
| (5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 | |
| ① | 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | B | 生活全般のヒヤリハット事例等の収集分析・改善が組織的に行われるリスクマネジメント体制が十分ではない。 |
| ② | 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行なっている。 | B | 感染症対策の責任と役割分担及び発生時の対応策が十分ではない。 |
| ③ | 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | B | 災害発生時にも事業が継続できるよう事業継続計画を策定する取組が十分ではない。 |

9 支援の質の確保

| (1) 支援の標準的な実施方法が確立している。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
|---------------------------------|---|------|---|
| ① | 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。 | B | 標準的な業務等マニュアルを作成し、職員が共通認識のもと支援業務を行なっているが、冊子作成の取組が十分ではない。 |
| ② | 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | B | 標準的な業務等マニュアルの定期的な検証・見直しの取組が十分ではない。 |
| (2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 | B | 社会、心理、医学、行動診断などの総合診断に基づくアセスメントを実施し自立支援計画を作成する取組が十分ではない。 |
| ② | 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行なっている。 | B | 支援計画を4半期ごとに評価・見直ししているが、母親と子どもの意向把握の手順・仕組みの整備が十分でない。 |
| (3) 支援の実施の記録が適切に行われている。 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 | B | 支援に関する記録や情報を職員間での共有に努めているが十分ではない。 |
| ② | 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。 | B | 個人情報に配慮した保管がなされているが、電子データの取扱や情報漏洩対策の検討が十分でない。 |

盛岡市立かつら荘 令和3年度自己評価結果表

1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

| (1) 母親と子どもの権利擁護 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
|----------------------|---|------|------------------------------------|
| ① | 母親と子どもの権利擁護の取組が徹底されている。 | B | 母親と子どもの権利擁護の取組は行っているが記録が十分ではない。 |
| (2) 権利侵害への対応 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切な関わりが起らないよう権利侵害を防止している。 | B | 就業規則に虐待禁止が明文化されていない。 |
| ② | いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないように徹底している。 | B | 不適切行為の具体例を示していない。 |
| ③ | 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な関わり防止と早期発見に取組んでいる。 | B | 自分自身を守るための知識等の学習機会を設けていない。 |
| (3) 思想や信教の自由の保障 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。 | B | 個人的な宗教活動は尊重することの明示がない。 |
| (4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取組んでいる。 | B | 毎月行事を行なっているが、入所者が自主的に企画し活動する取組がない。 |
| (5) 主体性を尊重した日常生活 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 日常生活の支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。 | B | 個々の能力を引出し、強める取組の工夫が必要である。 |
| ② | 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。 | B | コロナ過の中で外出行事が企画できなかった。 |
| (6) 支援の継続性とアフターケア | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後支援を行っている。 | B | 退所後の支援は行っているが、長期的な支援が十分ではない。 |

2 支援の質の確保

| | | | |
|-----|--|------|---|
| (1) | 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応し、専門的支援を行っている。 | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| | ① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応し、専門的支援を行っている。 | B | 専門的支援は行っているが、心理療法担当職員や家庭支援専門相談員の配置がされていない。 |
| (2) | 入所初期の支援 | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| | ① 入所にあたり母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。 | B | 高学年の子どもが入所した場合の居室の複数提供が望まれる。また、バリアフリーにも配慮する必要がある。 |
| (3) | 母親への日常生活支援 | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| | ① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。 | A | 傾聴・相談を行うほか、各種手続きの支援、病院への同行、必要な補完保育を行なっている。 |
| | ② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもの適切な関わりができるように支援している。 | B | 母親の子どもへの接し方やかわり方について、具体的にわかりやすく説明する工夫が必要である。 |
| | ③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。 | B | 複数の世帯が入所した場合の母親間や家族間の良好な関係づくりに努める必要がある。 |
| (4) | 子どもへの支援 | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| | ① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育の支援を行っている。 | B | 施設内での養育・保育については、職員体制上困難な状況にあるため補完保育に止まっている。 |
| | ② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。 | B | 高学年の学習指導は困難である。 |
| | ③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。 | B | 同年代の子ども同士の交流はあるが大人との関わりや人間関係についてまでの支援は少ない。 |
| | ④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行なっている。 | C | 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。 |

| | | | |
|-------------------------|---|------|--|
| (5) DV被害からの回避・回復 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。 | C | 緊急利用は指定管理業務から外されている。 |
| ② | 母親と子どもの安全を確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行なっている。 | B | DV防止法に基づく手続きのほか、母親や子どもの意見形成支援・意見表明支援について検討する必要がある。 |
| ③ | 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。 | B | DVについての正しい情報と知識習得し、専門的な支援体制を作る必要がある。 |
| (6) 子どもの虐待状況への対応 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持って関わり、虐待体験からの回復を支援している。 | B | 心理療法担当職員の配置やカウンセリングできる職員の養成が必要である。 |
| ② | 子どもの権利擁護を図るために、関係機関と連携を行なっている。 | B | 関係機関と連携し意見形成支援・意見表明支援について検討する必要がある。 |
| (7) 家族関係への支援 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行なっている。 | B | 複数の世帯が入所した場合の母親間や家族間の良好な関係づくりに努める必要がある。 |
| (8) 特殊な配慮が必要な母親、子どもへの支援 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。 | B | 心身状態に特別な配慮が必要な入所者には適切に情報収集し対応することが必要である。 |
| (9) 就労支援 | | 評価結果 | 判断した理由・特記事項等 |
| ① | 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 | B | 心身の状態や能力・適性・経験・希望について情報収集し、支援する必要がある。 |
| ② | 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行なっている。 | B | 就労継続困難な母親を積極的に受け入れる工夫が必要である。 |